

愛媛大学外国人客員研究員規程

平成16年4月1日
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人研究者（以下「外国人客員研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 外国人客員研究員となることのできる者は、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有するもの又はこれに相当する研究実績を有し、原則、修士若しくは博士の学位を有するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人日本学生支援機構の交流事業に基づく外国人研究者
- (2) 外国の大学、研究所その他の研究機関と本学との交流協定に基づく外国人研究者
- (3) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (4) その他本学において適当と認められる外国人研究者

(受入手続等)

第3条 部局の長は、外国人客員研究員を受け入れる場合は、当該部局で選考の上、別紙様式1に研究業績の資料及び所属機関の長の推薦書（困難な場合は、所属部署の上長の推薦書で代用可）を添えて学長に申請し、承認を得るものとする。

- 2 前項の申請に先立ち、当該研究者の受入れについて、国立大学法人愛媛大学安全保障輸出管理規程第12条及び第13条の規定に基づき、部局輸出管理責任者又は輸出管理責任者及び輸出管理統括責任者の承認を得るものとする。
- 3 外国人客員研究員は、受入れに先立ち、別紙様式2を提出しなければならない。
- 4 部局の長は、外国人客員研究員の受入れを行ったときは、速やかに別紙様式3にパスポート（氏名等記載欄及びビザ、入国の日付が分かるもの）、在留カード（所持対象者のみ）及び保険証書の写しを添えて学長に報告しなければならない。
- 5 前条第1号に該当する研究者については、第1項の別紙様式1に添付する研究業績の資料、所属機関の長の推薦書及び第3項の別紙様式2を省略できるものとする。

(受入期間)

第4条 外国人客員研究員の受入期間は、協定等に定められている場合を除き、原則として1月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は、1年毎の更新とし、1回の受入れで最長2年間まで受入期間を更新することができる。

(受入教員)

第5条 部局の長は、外国人客員研究員の受入れに当たって、当該部局の教員の中から受入教員を決定するものとする。

(受入事項の変更等)

第6条 外国人客員研究員の受入期間の更新、受入事項の変更及び研究の中止（以下「受入事項の変更等」という。）については、部局の長が決定し、別紙様式4により報告するものとする。

(外国人客員研究員証等)

第7条 学長は、外国人客員研究員に、別紙様式6及び各種証明書を交付することができるものとする。

- 2 外国人客員研究員は、前項の交付を希望する場合は、別紙様式5により、国際連携推進機構長宛てに申請するものとする。

(施設等の使用)

第8条 外国人客員研究員に、本学の教育研究等に支障のない範囲で、研究活動に必要な本学の施設、設備等を使用させることができる。

(待遇等)

第9条 本学は、外国人客員研究員に、給与、渡航費、滞在費その他研究活動に要する経費は、原則として支給しない。ただし、部局の長が必要と認めた場合は、渡航費、滞在費その他研究活動に要する経費の全部又は一部を支給することができる。

2 外国人客員研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(保険)

第10条 外国人客員研究員は、滞在期間中の危険を十分補償する海外旅行傷害保険、国民健康保険（日本滞在が3ヶ月を超える場合）及び賠償責任保険（賠償額1億円以上推奨）に加入しなければならない。ただし、第2条第1号の研究者で、別途加入している場合は、改めて加入する必要はない。

(外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れ)

第11条 外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れについては、愛媛大学客員研究員規程の定めるところによる。

(受入終了報告)

第12条 部局の長は、外国人客員研究員の受入れを終了したときは、速やかに別紙様式3により学長に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、外国人客員研究員に関し必要な事項は、各部局で別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月17日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月13日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

別紙様式 1

外国人客員研究員受入承認申請書

年 月 日			
愛媛大学長 殿			
部局長			
下記のとおり受け入れたいので、申請します。			
記			
(フリガナ) 氏 名		性 別	
国 籍 生 年 月 日			
本国における 所属機関・職名			
受 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	旅 費 の 出 所	渡航費 滞在費
研 究 題 目			
受 入 教 員 所属・職・氏名			
<input type="checkbox"/> 安全保障輸出管理に関し、部局輸出管理責任者承認済み（確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> ）			
申請どおり承認します。			
年 月 日			
愛媛大学長			

別紙様式 2 (Form2)

国立大学法人愛媛大学長 殿

To the President of Ehime University

誓約書

PLEDGE FOR FOREIGN RESEARCH FELLOW

第 1 条 私は、国立大学法人愛媛大学において、（研究題目）に関する研究に従事します。

Article 1. I shall be engaged in my research on _____ (Research Subject) _____ at Ehime University.

第 2 条 私は、日本国及び国立大学法人愛媛大学の法律・規則等を遵守します。

Article 2. I shall observe all the regulations set by Ehime University.

第 3 条 私は、国立大学法人愛媛大学の施設・設備等を損傷し、又は紛失した場合において、その責が私にあるときは、弁償いたします。

Article 3. In case I have broken or lost any of the campus property, I shall pay the actual expenses of restoring them to the former condition.

第 4 条 私は、私が受けた災害、傷病その他の事故に対し、国立大学法人愛媛大学にその責を問いません。

Article 4. I shall not claim to Ehime University for any damages caused by accidents or disasters.

第 5 条 私は、滞在期間中の危険を十分補償する保険（海外旅行傷害保険、国民健康保険、賠償責任保険等）に加入します。

Article 5. I shall be covered by insurance (overseas travelers' personal accident insurance, national health insurance, personal liability coverage insurance, etc), considered by Ehime University to be sufficient, during my term at Ehime University.

第 6 条 私が上記に反した行為を行った場合等、私に非がある場合は、受入許可を取り消されても異議はありません。

Article 6. In case of violation of the above mentioned statements, I agree to be subjected to a corresponding penalty. I will not register a complaint against the action taken by Ehime University in such case.

第 7 条 業務上知り得た秘密は、愛媛大学の受入期間中も、また受入期間後も漏らしません。

Article 7. I shall not disclose any confidential information, obtained in the course of performing my duty at Ehime University, to any third party, during my term at Ehime University and after my term at Ehime University.

年 月 日

(Year Month Day)

署名 (Signature)

別紙様式 3

外国人客員研究員の（受入・受入終了）について

年 月 日

愛媛大学長 殿

部局長

下記のとおり(受入・受入終了)しましたので、報告します。

記

(フリガナ) 氏 名		性 別	
国 籍 生 年 月 日			
本国における 所属機関・職名			
受 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	旅 費 の 出 所	渡航費： 滞在費：
研 究 題 目			
受 入 教 員 所属・職・氏名			
備 考			

別紙様式4

年 月 日

国際連携推進機構長 殿

部局長

外国人客員研究員の受入事項の変更等
について（報告）

下記のとおり報告します。

記

氏 名		国籍	
受 入 教 員 所属・職・氏名			
変 更 事 項 等			

証明書交付願

Certificate Request Form

年 月 日
Year Month Day

国際連携推進機構長 殿

To: Director, Institute for International Relations

受入期間 (Term of appointment)

学部・学科等 (Faculty/Course)

氏名 (Name)

生年月日 (Date of birth)

下記のとおり証明書の交付を申請いたします。

I hereby apply for the following certificate.

証明書の種類 Type of certificate	<input type="checkbox"/> 受入証明書 (日本語・英語) Certificate of Acceptance (Japanese・English) <input type="checkbox"/> 研究員証 Researcher's ID card <input type="checkbox"/> その他 () (日本語・英語) Other () (Japanese・English)
必要理由 Reason	
提出先 Submitted to	

※研究員証発行の場合は、理由・提出先の記入は必要ありません。

※研究員証発行の場合は、顔写真データを添えて申請してください。

When applying for a researcher's ID, you don't need to fill in the 'Reason' and 'Submitted to' fields, but please submit your photo data.

別紙様式6

愛媛大学外国人客員研究員証

写 真

氏 名

学 部

受入教員

(所属・氏名)

有効期限 年 月 日

上記の者は、本学の外国人客員研究員であることを
証明する。

年 月 日

愛媛大学長

(名刺版とする。)

各種証明書例

外国人客員研究員研究受入証明書

Certificate of Acceptance

年 月 日
mm, dd, yyyy

次の者は、下記の期間、外国人客員研究員として本学 _____ (受入部局) _____ において受け入れることを証明する。

This is to certify that the following person is to be accepted during the following period as Foreign Research Fellow at Faculty of _____, Ehime University, Japan.

氏名

Name * * * *

生年月日

年 月 日

Date of birth

mm, dd, yyyy

国籍

Nationality * * * *

研究題目

Research theme * * * *

期間

年 月 日 ~ 年 月 日

Duration of fellowship

mm, dd, yyyy ~ mm, dd, yyyy

Signature (or Seal) _____

愛媛大学長 President

(or 国際連携推進機構長

Director, Institute for International Relations)

National University Corporation

Ehime University, Japan